アジア・知財の現場を歩く (第2回)



黒瀬IPマネジメント 弁理士 **黒瀬 雅志** (東京理科大学大学院イノベーション研究科客員教授)

インドネシア

—ASEAN知的財産権の政策現場—

各国毎に多少の相違はあるが、ASEAN全体の経済成長は続いており、6億人の市場に期待して世界各国からの投資が増加している。とりわけ日本企業にとって、ASEANは中国に続く投資市場として大きな注目を集めており、投資環境調査の一環としての知的財産制度の調査が頻繁に行われている。

またASEANは2015年末にASEAN経済共同体(AEC)の設立を予定しており、これに関連するASEAN知的財産権行動計画も策定されている。

5年、10年先を見据えた知的財産戦略を考える上では、ASEANの知的財産制度が、今後どのように整備され、運用されるのか、政策・運用の現場を見ておく必要がある。

インドネシアは、人口規模、GDPにおいて、ASEAN10ヵ国の約40%を占め 1 、ASEANの盟主としての存在感がある。ASEANにおける知的財産制度の動向を把握する上で、インドネシアは最も重要な国の1つであると考え、インドネシアにおける知的財産権の政策現場を訪問した。

訪問したインドネシアの政府機関としては、前回紹介した知的財産権総局(GDIPR)、中央ジャカルタ商務裁判所、ジャカルタ州警察(POLDA)などであるが、知的財産権に特化した専門的な大学院コースを有するパジャジャラン大学を訪問し、知的財産人材教育、大学の知的財産管理などを確認することにより、インドネシアが目指す知的財産制度を推測してみた。

また、日本政府はインドネシアの知的財産権保護強化に向けての協力を積極的に行っており、 日本の知的財産関係者も多く駐在している。ジャカルタに駐在する日本の方々を訪問し、知的財産協力の現場で、ASEAN、インドネシアにおける知的財産政策についてお伺いした。

- 76 -

^{1 「}目で見るASEAN – ASEAN経済統計基礎資料 – 」外務省アジア大洋州局地域政策課、平成24年11月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/sees_eye.pdf

【ASEAN経済共同体と知的財産制度】

ASEAN知的財産権行動計画2011-2015 (ASEAN IPR Action Plan 2011-2015)

ASEAN経済共同体(AEC)の実現に向け、知的財産権分野における目標を具体化した行動計画。ASEANにおける知財担当者の専門家会合として設立されたASEAN知的財産協力作業部会(AWGIPC)が策定したもので、この行動計画の前に、ASEAN知的財産権行動計画2004-2010が策定されている。

2015年までに行う知的財産分野の活動として5つの活動目標、28のイニシアチブが定められている。イニシアチブ毎に「主導国(Lead Country)」が指定され、各イニシアチブを主導(担当)することが明記されている。また、主導国とは別に、各イニシアチブの進捗を評価する「主管国(Country Champion)」が指定されている。

ただし、例えばインドネシアは、「伝統的知識・伝統的文化表現・遺伝資源」の主導国であるが、その評価を行う主管国にも指定されている。他の各分野においても、主導国と主管国がほとんど同じであり、行動計画の進捗状況の評価は甘いものになると予想される。

行動計画については、ジェトロ仮訳が公表されている。

http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/publication_rights_action_plan_2011-2015_jp.pdf

また、作業計画の進捗に関しては、下記の論文が参考になる。

大熊靖夫、「アセアン知財協力作業部会による「管理国実施作業計画2012-2015」について」、特許研究 No.57 2014年3月号

1. ERIA (東アジア・アセアン経済研究センター)

ERIAに日本特許庁から出向している山本信平さんを訪問した。

ERIAは、南ジャカルタの、セントラル・ジャカルタに近い付近に建てられているSentral Senayanという近代的なオフィスビル内に事務所が設けられている。16ヵ国の代表が勤務する国際機関にふさわしく、事務室のスペースは広く、綺麗である。

山本さんから、ERIAに設けられた各種政策研究プロジェクトの概要を伺うと共に、知的財産分野における研究テーマについて、その状況を伺った。「ASEAN経済と知的財産権」、「模倣品がASEAN各国経済に与える影響」など、テーマを設定した研究が行われており、その成果は、毎年3回、ASEAN10ヵ国の知的財産局長官が参加して開かれるASEAN知的財産協力作業部会(AWGIPC)などでも発表されている。

2015年のASEAN経済共同体の創設に向けた実施計画が盛り込まれたAECブループリント(工程表)²には、知的財産権は競争力のある経済地域を形成するためのコア・エレメントと位置づけられている。しかしながら、知的財産権問題は他の経済問題と比べ緊急性が低く、環境の整備は遅れているという印象がある。今後、ASEANが経済発展していくためには、イノベーションが重要であることは理解されているが、その中核となるものについてはまだ明確な方針が出されていない状況にあると思われる、というコメントがあった。

ASEAN各国が、今後、知的財産権の保護強化を進めるためには、各国のイノベーションに関する政策がより明確にされ、強化される必要があると考える。シンガポールは、独自のイノベー

-

² http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/dl/ASEANblueprint.pdf